

円山動物園園路等施設改修業務 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名：円山動物園園路等施設改修業務

(2) 業務の目的：

本業務は、札幌市円山動物園のバリアフリー化に向けた部分的な園路等施設の改修を行うと共に老朽化した埋設管の改修を行うものである。

(3) 施行場所：札幌市円山動物園内（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）

位置については別紙（別図1）のとおりとし、改修内容が分かる詳細図書については、各平面図（別図2）とする。なお、詳細は委託者の指示に従うこと。

(4) 履行期間：契約書に示す着手の日から平成30年3月24日まで

2 業務内容

業務内容は、別添図及び業務内訳書に示すとおりとする。

なお、図面については、去る9月末に完了した設計業務の成果品の抜粋であるため、図面がない改修項目については別添内訳書の数量等を確認すること。

(1) 園内園路等施設改修：改修エリアは下記の5か所である。

- ① 猛禽舎前
- ② 中央分岐点
- ③ 屋外ステージ
- ④ エゾシカオオカミ舎
- ⑤ 職員駐車場

(2) 老朽化した埋設管の改修エリアは下記の3か所である。

- ① 猛禽舎及びこども動物園前
- ② フクロウとタカの森と動物病院の間の管理通路
- ③ 中央分岐点

(3) 共通項目

- ① 想定着手日：平成29年12月25日
- ② 冬期補正：労務歩掛＝10%（時間的制約あり）、現場管理費率＝1.12%

③ 作業時間：9：00～22：00 とするが、それ以外の時間帯の作業については委託者と協議の上決定させること。

④ 重機の作業、園路通行、誘導員の配置について

開園中の重機等の作業は可とするが、来園者や関係者、職員等の安全確保のため、仮囲いに加え適正な誘導員の配置を適宜行うこと。

また、閉園後や休園日を有効活用するなど、通行止めの期間を極力短くすること。なお、開園中における重車両の園路通行は不可であるが、やむを得ない場合は誘導員を配置させる等担当職員と協議すること。

⑤ 業務の実施における留意事項

作業中の安全対策はもちろんのこと、園内動物の状態によって作業の中断又は中止を指示する場合があるため、その場合にも柔軟に対応できる体制を構築すること。業務の実施にあたっては、本仕様書による他、関係法令を遵守すること。

⑥ 除雪について

排雪場所（園内）については委託者が指定するため、事前に委託者に確認を取ること。排雪時間は休園日、開園前、閉園後のみとする。やむを得ない場合は委託者と協議の上決定すること。

⑦ エリア毎の仮囲い範囲について

職員駐車場の整備については、冬期は有効駐車スペースが減ることから、仮囲い範囲について十分な駐車スペースを確保するよう事前に委託者と協議すること。

⑧ 植栽・移植工について

ア) グラウンドカバー：多年草草本類を基本とし、事前に委託者と協議し種や納品時期等を確定させ、園内指定場所への納品を行うこと。

イ) 樹木の移植：園内への移植とし、事前に委託者と協議の上決定すること。

ウ) 伐採木の処理：伐根を伴う作業となり、根を含め基本的には場外処理とするが、根以外の枝等については園内での利活用ができないか委託者と十分協議し処理を行うこと。

⑨ 疑義について

業務の遂行において本仕様書等に明示されていない事項があるとき、または疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議し定めること。

⑩ 資料提供

- ・平成 28 年度 円山動物園地中配管劣化診断業務 成果品
- ・平成 29 年度 円山動物園内園路舗装及び埋設管等改修設計業務 成果品

3 成果物

業務写真帳（A4 板）

4 業務計画

- (1) 受託者は担当職員と協議の上、適切な業務計画を立て業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務の内容に応じて下記の事項の内容を記載した業務計画書を着手後すみやかに担当職員に提出すること。

- ア 作業工程
- イ 作業内容、作業手順
- ウ 現場組織表
- エ 専門技術者の資格証明書
- オ 使用車両
- カ 緊急時の体制及び対応
- キ 安全管理計画
- ク 環境対策
- ケ 建設副産物の適正処理計画

5 履行上の義務等

- (1) 受託者は、履行する業務の内容に応じ、現場代理人及び現場における技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めたときは、その旨を担当職員へ届け出なければならない。様式は問わないが、これを変更する場合も、同様とする。

6 業務実施における一般事項

- (1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の業務員であることが判別できること。
- (2) 園内は指定場所を除き、禁煙である。
- (3) 盗難、火災等の発生に注意すること。

なお、異常を発見した場合には、ただちに委託者に報告すること。

- (4) 拾得物を発見した場合は、ただちに担当職員に届け出ること。
- (5) 受託者の負担の範囲

ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障のないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。

イ 作業に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。

- (6) 安全の確保について

作業の実施にあたって、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

- (7) 作業実施について

作業の実施に伴う騒音や振動等により、飼育動物や来園者への影響が心配される場合には、予め担当職員に指示を仰ぐこと。また動物の出産等により作業の中断を指示する場合もあるので、その場合には指示に従うこと。

- (8) 車両の入構について

園内に入構する作業車両は、車両番号や車種、運転者、運転者連絡先が分かるように表示し、予め担当職員の手許に許可を受けること。園路等の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、担当職員と十分協議を行った上で行うこと。

- (9) 備品等の破損事故

業務の実施にあたっての備品及び設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに担当職員へ連絡のうえ、適切な処置をとらなければならない。

7 環境負荷低減事項

(1) 共通事項

本業務の履行に於いては、環境負荷の低減に努めること。

(2) 施設内作業業務

ア 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。

(3) 運搬等自動車を使用する業務

ア 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。

イ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

8 提出書類

契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

(1) 業務着手届

(2) 作業工程表ほか（4業務計画（2）を参照）

(3) その他、委託者の指示するもの

業務が完了した時は、ただちに業務写真帳及び完了届を提出すること。

9 その他

本業務の実施に関する疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。

本仕様書に定めのあるもの以外は、札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書（平成29年度版）によることとし、詳細について、委託者と協議の上実施すること。